

第25期 第14回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年7月30日

伊予市農業委員会

第25期

第14回定例農業委員会総会議事録

令和6年7月30日（火）午後1時30分から、農業振興センターにおいて第14回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	1名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第53号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
第54号	農地法第3条の規定による競（公）売に係る買受適格証明願 いについて	1件
第55号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
第56号	非農地判断について	1件
（報告）		
第20号	農地法第5条第1項の規定による届出について	1件
第21号	農地法18条の規定による解約通知について	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第14回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第53号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 伊予郡松前町 ●● さん

譲受人 下吾川 ●● さん

申請地 大平字●● 田 ●●m²

大平字●● 田 ●●m²

申請理由 (譲受人) 新規就農

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページから5ページに農作業従事計画書を掲載しています。議案番号1番の●●さんと議案番号2番の●●さんは、大平の●●さんで修業されてからの新規就農になります。完全な独立自営では

なく、自分の土地を持ちながら、●●での作業も手伝うといった、グループ内での兼業農家のような就農です。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いします。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

お二人は農業経験も●●さんの方で十分積んでおられます。この当該農地の方も荒れているほどではないのですが、完全に放置されていないところでありましたので、周囲の状況は、新規就農される方が大平に増えるというのは、大変喜ばしいことなのでいろんな意味で問題はないというより、むしろ前向きに進めさせていただければいいのかなと思っております。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいておりますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

こんにちは。今回、新規就農を志してこちらに来させていただきました●●と申します。今まで農業経験はなかったのですが、2021年から伊予市大平の●●で研修を受けさせていただき、それから今まで果樹、米麦、野菜などの栽培に従事してまいりました。●●で研修を受けている中で大平の地域の皆さんによく声をかけていただき、農業に携わる中で自分もずっと農業を続けていきたいなという思いが強くなっていきました。できればこの地域で農業をしたいと思っていたところ、使っていない土地があるということを知り、できることならば土地を取得して農業に携わってきたいなという思いが強くなりました。

ですが、まだまだ研修が不十分ですのでもっと続けていきたいという気持ちがあり、農園での勤めも続けながら自分も新規に畑をやっていききたいということで今回申請させていただきました。

今後については、研修を受けている農園が果樹を中心に行っているため、学んでいることを生かしたいのと私自身、柑橘が好きなので現在、柑橘ソムリエの資格取得のため柑橘にかかわる勉強を進めておりますので、栽培も主に柑橘をやっていききたいと考えております。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●はたびたび情報機関で拝見しておりまして、概要は承知しておるつもりではございますが、●●さんが今、お話しされた●●で自然農法をされている方は●●さん以外に多数おられますか。多いのであれば積極的にやれると思うのですが、自然農法をやっておられる方が少ないのであれば、これから地区でやっていくためには、自然農法と農薬等で栽培方法されている方と競争していかなければならないと思いますが、問題点や悩みとかないますか。

●●さん

もちろん、近隣の親しくさせていただいております先輩農業者の方たちに「農薬を使っているのですが大丈夫ですか」と言われるのですが、こちら虫の害とか草刈り等も十分気を付けて、迷惑をかけないようにやっていきたいという気持ちもありますし、できるだけ気を付けていきたいと思っております。

●● 農業委員

農薬栽培という形をとっていながらも病害虫に苦労している現状だと思いますが、自然農法で栽培していく中で問題点はないですか。

●●さん

病害虫という問題点はありますが、それでも今まで積み重ねてきた対処法などを農園で教えていただいたり、みんなで知恵を出しあったりしている最中にはあります。また、天敵の虫を大事にして薬だけにたよらない方法を使っていきたいと思っております。

●● 農業委員

お話を聞いていると、そこで栽培されて生計をたててされている方がおられますね。それなりの栽培、販売方法を統一されていると思いますが、そういう連携が伊予市の地域だけじゃなくて県下や全国でネットワークはつながっていますか。

●●さん

販路つきまして最近では、直接対面の販売ではなくて、インターネットの販売もありますので、その開拓を進めています。自分たちも知識をこれから得ていく必要がございますし、そういった例を参考にして自分の収穫物をそこに出すことによって取引量もふえて、販路は確保できるのではないかと期待したいと思います。

議長

他に委員からのご意見はございませんでしょうか。

●● 農業委員

私もミカンを栽培していて今年、カメムシが初めて見るぐらい湧いてしまって消毒するしかない状況だったのですが、●●さん関係のミカン園では、そんなことになっている園はないのですか。

●●さん

そうですね。確かに今年はカメムシが多くみられますし、温州みかんや紅マドンナなど皮がうすい柑橘はだいぶ収穫をあきらめなくてはいけなくっておりますが、それ以外の皮が厚い晩柑類は大丈夫なものもあるだろうということで、そこを大事にしていきたいと思います。お米や全般的に心配なことがあります。今のところは順調に育っているものもあるので、経緯を見守ってきたいのと経験を重ねるとこういう年もあるかなというふうに思っています。また、農薬を使わない捕獲方法のアイデアを持ってきてくれる人がいたので、試していく状況であります。

●● 農業委員

ありがとうございます。

議長

他にはございませんでしょうか。

●● 農業委員

今の話でカメムシを捕まえる方法は農薬以外でありますか。

●●さん

一つ案として出されたのが、よく農業系の雑誌で載っているのですが、ペットボトルを半分に切って上側を反対にして中に油系のものを入れてつるしておくとかメムシが引き寄せられて落ちて、いくつか捕獲できる方法で、そんなに大量に薬をまいて一気にというわけではないのですが。あとは、アイデアとして私が思っているのは、カメムシはネオンによく引き寄せられて大量に集まるので、そういった光を使って大量に捕獲できないかなと考えています。確立された方法ではないのですが、医学で言ったら民間療法的なもので、こういったものは効くかもしれないといった方法を考えています。

議長

ありがとうございました。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	大平	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の6ページ、7ページに農作業従事計画書と収支計画を掲載しています。農業収入の柱は、キウイフルーツですが、キウ

この成木園地は今回の申請地とは別で、申請地では他の作物を栽培予定です。

●●さんも完全な独立自営ではなく、グループ内での兼業農家のような就農です。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いします。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんについてはすでに大平地区と平岡地区で成木園、柑橘とキウイの管理をされています。あとはご本人から説明いただいた方が早いのでよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいておりますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

こんにちは。初めまして、●●と申します。本日はこのような機会を作ってくださいありがとうございます。私は宮崎が出身地でございます。現在、大平に来させていただいて2年半になります。その間ずっと●●さんのところで研修をさせていただいております。その前は、オーストラリアでワーキングホリデーを2年半ほどして、そこで広大な野菜農園で収穫の仕事をしておりました。やっているときに農業が自分の体にあっていると感じ、日本でもやりたいと思い今に至ります。周りの方からも話を聞くのですが、現在、不耕作地が増えているのと若手の引き継ぎ人がいないということで、次の夢というか希望としては、自分と同世代にもっと農業に参入してほしい思いがあります。今後は、果樹を中心にキウイと柑橘の農地を主にやっていきたいと思っております。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

6 ページの事業計画の 8 番のところに「農業に興味があっても参入にハードルが高いと感じた」とありますが、具体的にはどういったところを感じましたか。

●●さん

農業をすることになると農地を獲得するにも資金がいたり、さらには道具や倉庫、販路の確保がいたりしますが、私は●●さんにいろいろ教えてもらい道具を貸してもらえたので本当に恵まれていたなと思い、そういう環境がなかったら一からやれてないので、ハードルが高いなと思いました。また、給付金の申請の時になかなか申請が通らなかったことがあり、農業をやろうとしている友人からも申請が通らないということがあったのでハードルが高いなと感じました。

議長

ありがとうございました。

●● 農業委員

●●さんとは生協関係の販売でお会いしたのですが、無農薬は最初、健康志向の年配の方がたくさんいて需要が多かったのですが、ところが生協で募集すると 1 回に 50 人ぐらいしかこないという話がでてきているようで、結局、見栄えが悪く、高いということで、お金をもっている健康志向の老人にはうけたのですが、それがだんだん昔みたいなブームがなくなって減ってきて困っているという話を聞いたのですが、最近ではどうですか。

●●さん

その話は聞いております。やっぱり会員さんが減ってきているようです。昔は家族が多かったので 1 回でたくさん頼んでいたのですが、少ない家族構成になると 1 回の購入数が少ないとお聞きしております。

●● 農業委員

無農薬の農業 1 本で 500 万から 600 万の収入を上げていくには、なかなか難

しいように感じます。●●さんみたいに組織にするならできるとは思いますが、ネットがあるとはいいますが、販売から何までやって、奥さんも子どもを育てて生計までもっていく経営がどうやったらできるかという悩みはないですか。

●● さん

あります。そこはすごい模索中でして、ただ、自分が可能性を感じているところではインターネットもいろいろありまして、消費者さんと少しでも近くなれるのかなど、そうなったらその仕事が増えて簡単ではないと思いますが。

●● 農業委員

農業に入るきっかけが新規の就農でも、なにもないところで家も構えて倉庫も構えて、土地もいる、設備もいるとなるとなかなかできないので、とりあえず●●さんのところの研修に行って仕事をすると食べられるだけの収入があるので、そこからだとみんな入りやすいから入ると思います。県や国の新規就農の補助金があっても 150 万円では、なにもないところから始めるのは、なかなか難しいです。だから行政の方もわれわれも空き家、農地からある程度段取りして研修するにしても 150 万円だけでは食べていけないから何か考えてあげないといけないのですが。なかなか無農薬で経営規模として個人でやっていくのは難しいという気はしております。そこら辺をもう一回、将来を考えてほしいなと思います。こだわりがないのであれば段階的に一般の農業でしていくなど土地はどんどん空いてくるので、視野を広げて考えたり、そういう方法を検討したりしていかないと今のままでは 10 年後までずっとやっていくのは難しいのではないのかなと思います。

●● さん

目先といいますか現状のことで言いますと、●●さんに卸させていただくというところで、ある程度は基盤ができていますので、そこから拡大していくには、自分で動いてネットを使って売り先を広げるなど何かやっていかないとはいえないと思っております。

議長

現状、若いですし、危機感を持ってやっていただけたらと思います。

●● 農業委員

オーストラリアで野菜の収穫に従事されていたとのことですがオーストラリアは大規模で、野菜作りの規模は日本と違うと思いますが、それについてどの

ように感じておられますか。

●● さん

消費者の感覚が違うところが 1 つ大きくありまして、多少傷がついていたり割れていたり虫が入っていても寛容なところがあります。ブロッコリーの収穫方法も、バケツに投げて入れていて、バケツはトラクターで運ぶのですが、トラクターの動くスピードで収穫しているのですごく速くて、その箱ごと送るので出荷も楽ですし袋詰めもないし量り売りもないですので、そういうところはいいなと思いました。

議長

ありがとうございました。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号 2 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号 2 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 2 について承認いたします。

●● 農業委員

話が変わるのですが、自然農法の組織の中でいて完全に独立していなくても補助金は出るのですか。

事務局

兼業という表現をさせていただいたのですが、先ほどのお二人からもあったように作った商品を●●さんが買入れる形での販売は、●●さんの看板ブランド力を使った販売法にのせるということ、あとは、なかなか一人では難しいのでグループでお互い手間貸しじゃないけどそういうことでの賃金のやりとりをするということを含めた意味では独立自営ではないということです。このやり方で補助金の申請にのっかれるかというののっかれなくはないです。ただし一番のネックは新規就農者の所得基準は 5 年後に 250 万円を目指さなければならないので、そこが難しいです。そこが足りないので●●さんのところでアルバイトをして補填しているという形になります。自分の農業所得だけで 250 万円超えるのであれば可能性としては、●●さんで研修を受けて卒業されること

になります。これは、農協の研修を卒業される条件と一緒にですので、それをクリアできれば申請は可能かと思えます。

議長

続いて、番号3、4につきまして関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	大平	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

4番

譲渡人	大平	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	三秋字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3、4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

先ほどと同じような状況で●●さんの本体が買い受けるということで問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

事務局からご説明があったとおり問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3、4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さん、これは●●さんと普通に栽培される人と耕地が隣り合わせのところだと思うのですが、トラブルはないのですか。

●● 農業委員

今現状はないです。

●● 農業委員

自然農法でも病害虫が発生しますか。

●● 農業委員

今のところ話は聞いておりませんので、今後そういう話を聞いたらまた協議させていただきます。

議長

無いようでしたら、番号3、4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3、4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	下吾川	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

今回ご審議いただく土地に関しては、本来2筆あるのですが、現在は1筆の田んぼになっております。もう1筆のところは所有者が亡くなったので所有権を変えないといけないので、次回以降の申請になります。本人の年齢は●●歳で、話をしたのですが、今現状、砥部のほうに畑を持ってらっしゃって、柑橘を作っているということです。七折ですので大谷池の奥の方でやっています。今回ご審議いただく土地は大谷川の横で、松前との境になります。柑橘ができる土地ではなく水がつくようなところですから、本人にそのことを伝えまして、今現状は田んぼとして作っています。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6、7について関連があり、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕●●	田	●●m ²
	中山町出渕●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

7番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6、7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。また、地元委員である●●委員さんからは、譲渡人の●●さんは、6～7年前から、●●さんは、3～4年前から、それぞれ耕作が出来なくなったのでその後を●●さんが管理されていました。●●さんの園地は、●●さんの栗畑の隣、●●さんの農地は●●さんの自宅のすぐ裏なので、●●さんに所有権が移るのは効率的だと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号6、7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませ

んでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6、7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6、7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	田	●●m ²
	他4筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	遺贈による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。今回遺贈ということで議案説明書にも遺贈について説明を記載しています。相続であれば農業委員会の許可が不要ですが、遺贈になると許可申請が必要になる場合があります。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんと●●さんは、母屋と新宅の関係でございまして、先日、●●さんがお亡くなりになられまして、2人の娘さんは嫁がれており奥さん1人ということで農地を管理できないため、母屋であります●●さんに渡してくれという遺

言書によりまして、●●さんに所有権を移転する遺贈ということです。●●さんについては専業農家で地元も期待している方でございますので特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議案第54号

農地法第3条第1の規定に基づく競（公）売に係る買受適格証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

買受人	下吾川	●●	さん
申請地	下吾川字●●	田	●●㎡
買受人の耕作面積	●●	㎡	
買受理由	経営規模拡大		

高松国税局公告第14号、公売公告第7号に関する申請書類一式を添えて申請が提出されました。譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ議案第54号1番のとおりです。審査内容は3条申請と同じになります。書類審査では、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、もともと買い取ろうとしている土地を数年自分で作っていました。競売にこの2、3年に出たのですが、そろそろ安くなったのから地元の人が地元の土地を作るのが最適だということで近所みんなが、自分でおつくりやということで、トラクターに関しても田植え機に関しても大型機械で●●㎡あるような土地を作っているわけで、とにかくこの方が最適だということで、●●さんをお願いしたところ、自分が買いたいとのことで今回の申請にいたりました。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第55号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は8ページ、申請地説明図は位置図が2ページ、現地写真は3ページをご覧ください。譲渡人は、稲荷の●●さん。譲受人は、稲荷の有限会社●●、代表取締役●●さん。申請地は、稲荷字●●、畑、●●㎡、他1筆、計2筆、面積合計●●㎡。転用目的は露天資材置場、権利の種類等は、所有権移転

です。

譲受人は、●●業を主な事業としているが、近年資材置場や作業場、駐車所等が不足するようになり、作業の安全を害するようになったことから、新たな用地を早急に確保する必要があり、会社に近接する範囲にて土地を選定、検討していたところ、適地とする当該農地において土地所有者との話がまとまり、資材置場へと転用したものであるが、申請者の関係法規に対する認識不足によるものであるため、是正手続きとして本申請に至ったものであります。

申請地は、稲荷地区南側に位置する市街化調整区域ではあるが、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

住宅の中にある場所で特に影響はないと思います。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

番号2につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は8ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。譲渡人は、双海町上灘、●●さん。譲受人は、大阪市北区、株式会社●●、代表取締役●●さん。申請地は、双海町上灘字●●、田、●●m²。転用目的は太陽光発電用地。権利の種類等は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業をする予定はなく他に耕作する者もないため農地利用の見込みがなく、譲受人は、以前に当地域で同種の事業実績があり土地勘も保有しており、事業拡大のための更なる事業用地の取得を当地域において検討していたところ、適地とする当該農地において土地所有者との話がまとまり、転用取得すべく本申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘地区に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。また、地元委員である●●委員さんの意見として、「周辺住民への戸別訪問による説明を行った際にも、特段の反対意見は無く、耕作放棄により荒廃地とするより、整備して有効活用する方が好ましい、という意見が多数であったことから、地域としても問題となる点は無いためと思われる。」との事です。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第56号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会承認を求めます。

事務局

番号1

議案説明書は9ページ、申請地説明図は、位置図が6ページ、現地写真は7ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、●●法定相続人の宮下、●●さん、他2名。土地所在地は、宮下字●●、畑、●●m²、他2筆、計3筆、面積合計●●m²。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、耕作不便な土地で、約20年前に不耕作となり、雑草木が繁茂し林野化が進み、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものがあります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

写真のような状態でございますが、●●さんが亡くなられて奥さんの●●さん、娘さん二人もまた畑を耕すという気持ちはありませんのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第20号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。
番号1について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん、譲受人は、下吾川、株式会社●● 代表取締役●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、田、●●m²、他2筆、計3筆、面積合計●●m²。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第20号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第21号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
届出地	宮下字●●	畑	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 貸借権設定		

議長

ありがとうございます。報告第21号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

ないようでしたら、次に進みます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は8月29日(木曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第14回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時39分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
